

SKYPASS/JCBカード会員特約

第1条 (名称) 本カードは、株式会社大韓航空（以下「KAL」という。）と株式会社ジェーシーピーまたは株式会社ジェーシーピーおよび株式会社ジェーシーピーの指定するカード発行会社（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでSKYPASS/JCBカード（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員) 本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約ならびに別途KALの定めるスカイパスのプログラムルールを承認のうえ入会を申し込み、KALおよびJCB（以下「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条 (サービスの利用) 1.会員は、スカイパスプログラムに関するサービスおよびKALが提供するその他のサービスを受ける場合、KAL所定の方法でKALより提供を受けるものとし、JCBはこれらのサービスの提供に関して会員とKALの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。 2.会員は、JCBが提供するサービスを受ける場合、JCB所定の方法でJCBより提供を受けるものとし、KALはこれらのサービスの提供に関して会員とJCBの間に生じる紛議に対して一切責任を負いません。 3.スカイパスプログラムの獲得マイル数は、次の項目に該当する場合、取り消しまたは加算されないことがあります。(1)会員の年会費の支払いが滞った場合。(2)本特約による会員資格を喪失した場合。(3)カード利用が取り消された場合。

第4条 (個人情報の取り扱いおよび開示、訂正、削除) 1.会員および入会を申し込まれた方（以下併せて「会員等」という。）は、KALが会員等の個人情報（本項(1)に定めるものをいう。）につき、必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。(1)KALのサービスを提供するために、以下の個人に関する情報（以下「個人情報」という。）を収集、利用すること。①氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第5条において会員が届け出た事項 ②本カードの利用内容（第7条において共有する情報）(2)KALの営業に関する案内の目的で、個人情報を利用すること。ただし、会員が当該営業案内について中止を申し出た場合、KALは業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(中止の申し出はKALが指定した別に定める窓口に連絡するものとします。)(3)KALの業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託すること。 2.会員等は、KALに対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。(開示の窓口は前項(2)の窓口に請求するものとします。)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、KALはすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第5条 (届出事項の変更) 会員は、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があった場合には、両社に各々所定の方法により遅滞なく届け出なければなりません。

第6条 (届出事項の共有) 会員が、両社に対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、第5条の定めにかかわらずKALまたはJCBの一方に対してのみ変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第7条 (利用内容の共有) 会員は、KALが会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。

第8条 (会員資格の喪失) 会員がKAL会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第9条 (合意管轄裁判所の特例) JCB会員規約に規定する合意管轄裁判所は日本国内の裁判所とします。ただし、会員が財産を有している法域において日本国の裁判所の判決の承認または執行ができない場合またはそのおそれがあるとJCBが判断した場合は、JCBはその法域の裁判所または会員の所在地・その他当該法廷地の法に基づき管轄権を有する裁判所においても訴えを提起することができます。

第10条 (日本国外への転居の通知) 会員は、日本国外へ転居する場合、事前にJCBに通知するものとします。ただしスカイパスプログラムにおける郵送物の送付先は日本国外にはご指定いただけません。また、JCBが必要と判断した場合は、本カードを返還のうえ残債務を全額返済していただくことがあります。

<ご相談窓口>

お問い合わせ先はKAL WEBサイト内
カスタマーサポート>大韓航空サービスセンターよりご確認ください。
<https://www.koreanair.com/>

<個人情報保護法に基づく情報提供>

KALは外国にある法人です。JCBがKALに対して本特約第6条および第7条に基づき、会員の個人情報を提供することに関して、同法に基づき提供する情報は以下のとおりです。

(1)JCBが個人情報を提供する第三者（KAL）が所在する国または地域
韓国（大韓航空）

(2)上記外国における個人情報の保護に関する制度およびKALが講ずる措置に関する情報
<https://www.global.jcb/ja/policy/privacy/transfer.html>

(TK069600・20220516)